

石岡のおまつり 駅東広場屋台村 出店要項

1 目 的

市外から来る観光客は、石岡駅を多く利用することが見込まれるため、石岡のおまつりの見物客60万人誘客構想の一助として、石岡駅東広場（鹿島鉄道跡地）を活用して屋台村を開設する。飲食物や市内製品の販売を通じて石岡駅周辺の賑わいを創出すると共に、観光客に対して魅力を発信し、より楽しめる「石岡のおまつり」とすることを目的とし、更なる誘客を図る。

また、併せて車で観光客の利便性を図るため駐車場（協賛金徴収）を併設しまちの賑わいづくりに寄与する。

2 主 催 （株）まち未来いしおか（第三セクターのまちづくり会社）

3 後 援 石岡市・石岡商工会議所

4 期 日

令和元年9月14日(土)、15日(日)、16日(月) 雨天決行 11:00~21:00

※ 併設の駐車場はこの屋台村利用者に限るものとし、協賛金を徴収する。

※ 併設駐車場は10:00~22:00利用可とする。

5 出店場所

石岡駅東広場（鹿島鉄道跡地）

※ 出店場所の割り振りは管理者でおこなう。

※ 交通規制時間内は車両進入禁止

6 出店要件

- ・石岡商工会議所、石岡市八郷商工会、石岡市観光協会のいずれかの会員であること。
- ・石岡のおまつり開催の3日間、11:00~21:00まで出店すること。
- ・出店申請書は令和元年8月26日（月）午後3時までに担当窓口 に必着のこと。

7 出店内容

- ・飲食物の販売
- ・土産品、市内製品の販売
- ・上記のほか出店が適当と認められるもの

8 出 店 料

- ・1区画（テント1張 間口 約5.4m×奥行 約3.6m（2間×3間のテント使用））につき100,000円
- ・キッチンカー等での出店も同額とする。ただしテントは用意しない。
- ・10区画を限度とする。募集店舗数を上回った場合は先着順とする。

9 備 品

- ・1区画につき、テント1張（5.4m×3.6m）を用意する。

※ それ以外のもの（椅子・テーブル・発電機・ガス等）は、自前で用意すること。

※ 備品の損傷により、原因者に費用弁償を求める場合があるので、利用の際には十分に気をつけること。

10 準備等

(準備) 各日9時30分までに搬入を行い、車の移動を完了させること

(片付) 各日22時から資材等の後片付け及び搬出可能

※ 残飯やゴミ等については、各自で持ち帰り。

11 営業許可

- ・主催者が取りまとめの上申請する。
- ・テントでの加熱処理以外の調理等の行為は行えません。

12 提出書類

- ・出店申請書
- ・取扱食品一覧
- ・営業許可書の写し（弁当、惣菜、漬物などの営業許可施設で製造、仕入れる出店者のみ）
- ・腸内病原細菌検査成績書
- ・火気器具等使用届出書（会場内で火気を使用する場合）
- ・誓約書

13 その他

- ・法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているもの。
- ・公序良俗に反しないもの。
- ・調理用、手洗いのできるようポリタンクを持参すること。また廃水に関しては別途ポリタンク等使用して溜め各自で処理すること。
- ・食品衛生法に基づく、関係保健所の指示に従い、法令等を遵守すること。
- ・火気器具等を使用する出店者は、能力単位が記載されている消火器を必ず持参すること。必ず消火器等を準備のうえ、露天等の開設届出書を提出すること。
- ・天災、その他の不可抗力等によりやむを得ず開催を中止した場合の出店料の返金や、売れ残り等による損失補填は行わない。
- ・出店者の駐車場は主催者が指定するので、納品後は速やかに移動すること。
- ・石岡商工会議所、石岡市八郷商工会、石岡市観光協会により出店が相応しくないと判断された場合、出店を取り消します。

14 問合せ先

石岡商工会議所（担当：大橋） 〒315-0013石岡市府中1-5-8

TEL 0299-22-4181

FAX 0299-22-6321

石岡のおまつり 駅東広場屋台村 配置図案

